

西彼町商工会
西海町商工会
大島町商工会
崎戸町商工会
大瀬戸町商工会

西海市商工会合併協議会

ニュース

第6号

発行者
西海市商工会合併協議会
事務局
大瀬戸町商工会
西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2278-3
0959-22-0597

第六回西海市商工会合併協議会開催

九月二十六日、大瀬戸町商工会館で第六回西海市商工会合併協議会を開催し、今回は、継続審議となっていた事業を含め協議され可決承認されました。協議事項概要は以下のとおりです。

新商工会の本所の位置について
前回の協議及び九月十二日開催の会長会議での、この件に関しての協議を踏まえ検討。最終的に投票により決することとなり、西海町商工会館内に本所を設置することになりました。現在の商工会館を改造し、二階が本所となります。

過去の合併協議会ニュースは以下のアドレスから
<http://www.shokokai-nagasaki.or.jp/>



合併協議会進捗状況	
1 7 年 4 月	第1回合併協議会 合併協議会の規約 正副会長の選任 事業計画書及び予算書の承認 合併協議事項の承認 商工会の名称 合併の方式・合併の期日 (済)
5 月	第2回合併協議会 協議会スケジュール 意見集約・啓発の方法 公告の方法・会員の資格 総会・総代会・役員 各種部会・各種委員会 (済)
6 月	第3回合併協議会 青年部・女性部の取扱 各種共済事業 加入金・会費・手数料 財産の取扱 定款・規約・規程の整備 (済) 一部再提案
7 月	第4回合併協議会 事務処理の統一化 商工会の事業 地域振興事業、固有の事業 受託事業、事務代行 県・市補助金 支出の精査 手数料について (済) 一部再提案
8 月	第5回合併協議会 (済) 一部再提案 新商工会の場所、本支所体制 事務局体制 規程整備・手数料
9 月	第6回合併協議会 (済) 新商工会の事業計画 新商工会の財政計画 設立委員会・合併基本協定 その他継続審議事項について
10 月	第7回合併協議会 基本協定締結式について 合併総会に係わる事項について 合併契約締結式について

新商工会の事業計画について
 新商工会は合併効果を十分に生かした事業を行い、西海市における地域経済団体としての地位の向上を目指します。

新組織体制発足に伴い、会員・役員相互の融和と連携を図ることにより組織の強化を図ります。

本所・支所の事務局体制を確立し、商工会の事務を集約する事により経費の節減や財政の健全化を図ると共に、経営改善普及事業の専門的・効果的な実施や、支所による会員への巡回指導の徹底により会員サービスの充実を目指します。

西海市商工会本所は
西海町
 商工会館に決定!

行政・他団体と連携し、広域的視点にたった地域振興計画の提案や、各種商工業振興事業を積極的に推進します。

以上を基本として組織の強化、財政基盤の確立、事務局体制の確立、経営改善普及事業の専門的・効果的な実施、地域総合振興事業広域的・効果的な実施、などの事業計画が承認されました。

新商工会の財政計画について
 新商工会での事業計画にもとづいた事業を実施していくためには、財政基盤の強化による健全な財政運営を目的に、新市補助金並びに自主財源の確保に努力するとともに、管理費を削減することが財政的に重要です。

また、限られた財源のなかで効果的に事業を実施するため、緊急性、計画性、重要性を考慮、事業展開してまいります。

このようなことにもとづいて策定された合併後五年間の財政計画が承認されました。

西海市商工会設立委員会規程について
 この委員会は、合併を決議した五町商工会がその合併契約に基づく新商工会の設立に関する一切の事項について(次ページへ)

(前ページより)協議することを目的に、設置することが承認されました。
 設立委員は五商工会の中からそれぞれ三人が各商工会の(臨時)総会で選任されます。
 設立委員は共同して新商工会の定款・規約・諸規程の作成、役員を選任、事業計画の作成、合併認可申請の手続き、その他設立に必要な事項など、商工会合併に必要な行為を行います。

合併基本協定について

合併協議において基本合意について作成、取り交わす「西海市地区商工会合併に関する基本協定書(案)」について承認されました。
 基本協定の締結は、次回協議会を予定している十月十七日の協議会終了後に行うこととなりました。

主な内容は、新設合併とする。合併の時期は平成十八年四月一日とする。名称は西海市商工会とする。本所・支所体制とし本所は西海町商工会とする。総代会を設置し、総代数は、西彼町二十四、西海町二十五、大島町二十三、崎戸町十四、大瀬戸町二十四の合計百十とする。役員は会長一、副会長二、理事二十、監事二とする、など。

手数料

継続協議となっていた記帳関係手数料並びに労働保険関係手数料について承認されました。



区分	金額(消費税及び地方消費税を含む)単位:円			備考	
(1) 記帳代行 記帳機械化	前年仕訳数		月額	年額	手数料 抜粋 記帳・労働 保険関係
	600以下		3,000	36,000	
	1,200以下		3,500	42,000	
	1,800以下		4,000	48,000	
	2,400以下		4,500	54,000	
	3,600以下		5,000	60,000	
	4,800以下		6,000	72,000	
	4,801以上		7,000	84,000	
記帳継続指導	一律		500	6,000	
(2) 決算申告指導	前年決算の特典前所得	記帳機械化 年額	記帳継続 年額	申告書のみ 年額	
	200万円未満	5,000	10,000	5,000	
	300万円未満	7,000	14,000		
	500万円未満	10,000	20,000		
	500万円以上	15,000	30,000		
消費税申告指導	7,000 / 年額				
(3) 源泉事務指導	基本料(年額)2人まで		3人以上1人につき / 年額		給与支払報告書 作成枚数による
	1,000		500		
税相会員外(法人の源泉事務、役員・親族等の確定申告等、)については2割増とする。 商工会員外については2倍とする。					
(3) 労働保険関係	の合計 / 年額とする。ただし上限を2万4000円とする。会員外は2倍(上限4万8000円)とする。				
	概算保険料基準	従業員数基準 (雇用保険被保険者数)			
	概算保険料の1.5% (100円未満切捨)	5人以下	2,000		
		10人以下	3,000		
		15人以下	6,000		
16人以上		10,000			

この手数料については、会員の皆様に影響が大きいことから合併特例措置を設け、段階的に調整し平成二十年度に新基準を適用することとなりました。以下の表を参照してください。
地域活性化委員会の設置について
 新商工会の旧商工会地区(西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町)の各々の地区に、

地域振興活性化委員会を設置することが承認されました。
 地区内の地域振興活性化に関することを審議します。各地区に地区会長一名、委員九名以内を設置することになります。
その他
 第七回の協議会の日時場所・提出議案については以下のように決まりました。

記帳・労働保険関係手数料の合併時特例措置
 合併時における激変緩和措置として本規約(別表)の適用については下表のとおり特例措置を設ける。

平成18年度	合併前の商工会の手数料基準を適用する。
平成19年度	合併前の各商工会基準と本規約に定める額を比較し手数料が上がる者は上昇額の半分を加算し適用する。その他の者は合併前の商工会の手数料基準を適用する
平成20年度以降	本規約に定める額を適用する。

第7回
 西海市商工会合併協議会
 場所 大島町商工会
 日時 平成17年10月
 17日(月)14時~
 提出議案(前頁スケジュール表のとおり)

